

【消費税】インボイス制度について

税務署からの重要なお知らせ

【令和5年10月よりインボイス制度が開始します！】

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。インボイスを発行するためには、インボイス事業者の登録申請が必要です。

インボイス事業者の登録申請はすでに始まっており、多くの事業者の方が登録申請をされております。登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

早めの登録を受けることで、取引先へのインボイス登録番号等のお知らせがスムーズにできます。

個人事業者の方の登録申請手続等は、マイナンバーカードとスマホ（マイナンバーカード読取対応）があれば、e-Taxソフト（SP版）により行うことができます。

e-Taxソフト（SP版）では、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください！

《インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください》

インボイス制度特設サイトはこちらから ▶

